

# 奈井江町 町内事業者等事業継続緊急支援金 申請要領

令和4年(2022年)8月24日  
奈井江町 産業観光課

## I 趣旨・概要

### 1 趣旨

- ・奈井江町では、原材料等の価格高騰による影響を受けている中小・小規模事業者、個人事業主の事業継続に向けた一助とするため支援金を給付します。(この事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しています。)

### 2 給付の対象者

#### 【原材料等コスト要件】

- ・令和3年(2021年)11月から令和4年(2022年)10月までのいずれかの月に購入した原材料等の単価が、令和2年(2020年)11月から令和3年(2021年)10月までのいずれかの月に購入した単価よりも増加している事業者

### 3 給付額

- ・法人、個人事業主を問わず10万円

### 4 受付期間

- ・令和4年(2022年)8月24日(水)～令和4年(2022年)12月23日(金)  
※期限必着

### 5 問い合わせ・申請先

〒079-0392 (住所不要) 奈井江町役場 産業観光課 商工観光係

☎ 0125-65-2118    ✉ shoko@town.naie.lg.jp

(町事業応援給付金 URL) <http://www.town.naie.hokkaido.jp/oshirase/>

# 目次

1. 給付要件.....	3
(1) 給付要件.....	3
(2) 給付対象者.....	3
(3) 不給付要件.....	4
(4) 給付対象となる原材料等の単価増加の考え方①（比較例）.....	5
(5) 給付対象となる原材料等の単価増加の考え方②（対象となる原材料等）....	6
(6) 給付対象となる原材料等の単価増加の考え方③（単価の比較）.....	7
(7) 給付対象となる原材料等コストの例.....	8
2. 申請方法.....	9
(1) 申請手順（申請から給付までのながれ）.....	9
(2) 申請書記入例（1枚目（表面））.....	10
(3) 申請書記入例（2枚目（裏面））.....	11
3. 証拠書類等.....	12
(1) 中小・小規模事業者等（法人）の場合.....	12
(2) 個人事業主等の場合.....	13
(3) 雑所得・給与所得で確定申告した個人事業主（いわゆるフリーランス）の場 合.....	15
4. 特例申請.....	17
(1) 特例事項について.....	17
(2) ①原材料等コスト要件に係る特例.....	18
(3) ②新規開業・創業特例.....	19
(4) ③連結納税特例.....	19
(5) ④事業承継（死亡）特例.....	19
(6) ⑤法人成り特例.....	19

# 1. 給付要件を確認する

## 1. 給付要件

### (1) 給付要件

- ・令和3年（2021年）11月から令和4年（2022年）10月までのいずれかの月に購入した原材料等の単価が、令和2年（2020年）11月から令和3年（2021年）10月までのいずれかの月に購入した単価よりも増加していること。
- ・「(3)」の不給付要件に該当しないこと。

※なお、支援金は店舗や事業所単位ではなく、事業者単位で給付します。

※申請特例に該当する場合は、19ページ以下を参照してください。

※「奈井江町事業応援給付金（1～6月）」、「同（7～12月）」、「道内事業者等事業継続緊急支援金」の対象になる法人や個人事業主でも、受給できます。

### (2) 給付対象者

- ・中小・小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者等

※中小・小規模事業者の場合、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

※中小・小規模事業者の場合、資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

※基準月（2021年11月から2022年10月までのいずれかの月で、申請者が比較の対象とした月）以前から継続して事業による事業収入（売上等）を得ていること。

※中小・小規模事業者、NPO法人等及び個人事業主等（フリーランスを除く）の場合、2022年8月24日以降、継続して町内に事務所又は事業所（事務又は事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事務又は事業が行われる場所をいう。）があり、今後も事業を継続する意思があること。

※個人事業者等（フリーランス）の場合、2022年8月24日以降、継続して本人確認書類の住所が町内の住所であり、今後も事業を継続する意思があること。

※不給付要件に該当しないこと。

# 1. 給付要件を確認する

## (3) 不給付要件

・次のア～シに該当する事業者は、給付対象になりません。

ア 国、法人税法別表第1に規定する公共法人

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者

ウ 政治団体

エ 宗教上の組織又は団体

オ 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

キ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者

ク 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

コ 町が令和4年度に実施する農業生産資材価格高騰緊急支援金(15,000円/ha)を受給する者

サ 町税等(町税、後期高齢者医療保険料、住宅使用料、下水道使用料及び水道料をいう。)を滞納(納付の猶予を受けているものを除く。)している者(法人の場合は当該法人及び当該法人の代表者)

シ ア～サに掲げる者のほか、事業継続緊急支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町が判断する者

# 1. 給付要件を確認する

## (4) 給付対象となる原材料等の単価増加の考え方①（比較例）

- ・令和3年(2021年)11月から令和4年(2022年)10月までのいずれかの月に事業のために購入した原材料・資材等の単価が、令和2年(2020年)11月から令和3年(2021年)10月までのいずれかの月に購入した単価よりも増加していること。

〈基準年〉

2020年		2021年									
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
						砂糖 30kg 8,000円					

基準月

※比較する月は同月である必要はありません。

原材料の単価が増加

〈対象年〉

2021年		2022年									
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
									砂糖 30kg 11,000円		

対象月

## 1. 給付要件を確認する

### (5) 給付対象となる原材料等の単価増加の考え方②（対象となる原材料等）

- ・製品・商品の製造・生産目的で消費される原料や材料、製造・生産・サービスの提供に不可欠な資材、仕入れている物が対象です。
- ・単価上昇による事業への影響がより大きい原材料等で申請いただくようお願いします。

#### 【対象外となる主な費用】

- |            |        |
|------------|--------|
| ・人件費（給料賃金） | ・租税公課  |
| ・水道光熱費     | ・通信費   |
| ・接待交際費     | ・福利厚生費 |
| ・利子割引料     | ・地代家賃  |
| ・貸倒金       | など     |

#### 【特例で対象とするもの】

- 製造・生産・サービスの提供に不可欠な外注
  - ・ただし、人件費が費用の大部分を占める人材派遣等は対象外です。
- エンジン用の燃油
  - ・運輸業は、燃油（ガソリン、軽油、天然ガス、LPガスなど）による申請が可能です。
  - ・運輸業以外の業種については、主たる業務に関連する運送等に供する経費に限り申請することができますが、営業目的等による法人の従業員や個人事業者などが移動するための燃油は対象外です。
    - 例) 対象：商品配送用社用車など
    - 対象外：営業車（主に営業社員が使用している車）など

## 1. 給付要件を確認する

### (6) 給付対象となる原材料等の単価増加の考え方③（単価の比較）

- ・原則として、同一のもの、同一の量（容量、重量、個数等）の価格（＝単価）で比較できる物を対象とします。（同質同量での単価比較が原則）

●同一の原材料・資材等であっても、異なる数量での購入金額で比較している場合は対象外です。（同質同量で比較していること。）

#### 【対象となる例】

例1) 上白糖 30kg と上白糖 10kg

→ 10kg または 1 kg 当たりの価格で比較できる場合は対象

例2) W社の品番 XXXXXXXXXX のフローリング材 4坪 と W 社の同じ品番のフローリング材 16坪

→ 4坪または1坪当たりの価格で比較できる場合は対象

●同一（同質）ではない場合、対象外です。

#### 【対象外となる例】

例3) 日本酒（本醸造）1.8L と日本酒（大吟醸）1.8L

→ 本醸造と大吟醸は、ともに清酒ですが、種類が異なるため、対象外

例4) 業務用醤油 18L と業務用めんつゆ 18L

→ 醤油とめんつゆは異なる商品であるため、対象外

#### 【特例で対象とするもの】

●他に申請することができる原料、材料、資材、及び特例のもの（外注、燃油）がない場合は、「仕様、規格等が同一相当であるとする理由」を記載した上で申請することができます。

ただし、この場合、挙証書類の追加提出や申請理由の確認など、審査に時間を要するほか、申請が認められないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

例A) 惣菜用の容器Yの価格が高騰していることから、容器Z（品番の異なる別の容器）に変更した。

（価格高騰前の容器Yの価格 < 容器Zの価格 < 価格高騰後の容器Yの価格）

例B) 廃番（あるいは品不足）のため、1年前と同じ建材を購入できなかったことから、仕様（規格）が一部異なる建材を購入した。

## 1. 給付要件を確認する

### (7) 給付対象となる原材料等コストの例

業種	原材料・資材等の例
製造業	製品・商品の製造のために使用する原料または材料
飲食店	食材、飲料、調味料、おしぼりなど
建設業	建材、建築資材、土木資材、電気設備、道路資材など
一次産業	ビニールハウスなどの農業資材、農業機械の軽油など
クリーニング	洗剤、ビニールカバー、ハンガーなど
理容、美容	シャンプー、リンス、タオル、パーマ液など
浴場	清掃用品、石けん・シャンプーなど
卸売、小売	商品の仕入れ、梱包資材、包装資材、チラシ印刷など
印刷	インク、印刷用紙、原版など
診療所、介護施設	清掃委託料、感染防止用具・用品など
自動車整備	作業服、安全靴、整備用品・用具など
スポーツ施設	設備・機器メンテナンス料金、清掃委託料、感染防止用具・用品など
トラック	車両メンテナンス料金、車両用消耗品（タイヤ）など ※運輸業は燃油(ガソリン、軽油、LPガスなど)での申請も可能です。
NPO 法人、公益法人	定款に記載されている業務に必要な備品、委託料など

## 2. 申請する

### 2. 申請方法

#### (1) 申請手順（申請から給付までのながれ）

##### ① 申請書類を入手

- ・町ホームページから入手
- ・インターネット環境がない方は、町窓口にて



##### ② 申請書類に記入・提出

申請書類	中小・小規模事業者(法人)	個人事業主
申請書（町様式）	○	○
確定申告書別表一の写し（基準月が含まれるもの）	●※	
確定申告書第一表の写し（基準月が含まれるもの）		●※
請求書等（申請する原材料等の請求書等）の写し ・基準月 2020年11月から2021年10月までのいずれかの月 ・対象月 2021年11月から2022年10月までのいずれかの月	●	●
本人確認書類の写し		●
通帳の写し	●	●
宣誓・同意書（町様式）	○	○

- ・「○」は、町様式を使用してください。
- ・「●」は、道の「道内事業者等事業継続緊急支援金」と共通です。（※確定申告書は、申請者が選択した基準月によっては異なる場合があります。）
- ・その他町より追加で書類の提出を求められることがあります。



##### ③ 申請

- ・電子メール、郵送または窓口へ持参



##### ④ 給付

- ・申請書に記載した口座へ振込み



## 2. 申請する

### (3) 申請書記入例（2枚目（裏面））

原材料等コスト要件	申請する原材料・資材等	いずれかの□にレを記入		具体的内容を記載してください（該当がある場合は□にレを記入）						
		<input checked="" type="checkbox"/> 原料・材料・資材仕入れ（物）	名称	上白糖		購入単位 ※2	30kg袋			
		<input type="checkbox"/> 外注	外注の内容			契約単位 ※3				
		<input type="checkbox"/> エンジン用の燃料	業種	<input type="checkbox"/> 運輸業である。（バス、トラック、タクシー等） <input type="checkbox"/> 運輸業ではない。						
			車両、船舶等の種類・用途			油種等 ※4				
		<input type="checkbox"/> 仕様、規格等が異なる原材料等で申請する場合	<input type="checkbox"/> 下記の原材料等以外に、原料・材料・資材・仕入れ・外注・エンジン用の燃料で申請できるものはありません。 <input type="checkbox"/> 仕様、規格等が異なる原材料等ですが、次の理由により「同一相当」と考えますので、申請します。							
			原材料等の名称							
			「同一相当」の理由							
		単価の比較	※学証書類の追加提出や申請理由の確認など、審査に時間を要するほか、申請が認められないことがあります。							
			基準月（単位当たりの価格：円）				対象月（単位当たりの価格：円）			
2020.11			2021.06		2021.11		2022.06			
2020.12			2021.07		2021.12		2022.07			
2021.01			2021.08		2022.01		2022.08	10,000		
2021.02			2021.09		2022.02		2022.09			
2021.03			2021.10		2022.03		2022.10			
2021.04					2022.04		2022.11			
2021.05	8,000			2022.05		2022.12				

※該当する月に原材料・資材等の単価を記載

※該当する月に原材料・資材等の単価を記載

- ※2 原材料・資材で単価を比較できる購入単位を記入してください。（例：1トン、30kg袋、20本/箱、18L斗缶、200Lドラム缶など）  
（請求書、納品書、領収書などに単価が記載されている場合は、その単価の単位を記載してください。）
- ※3 外注・委託契約で単価を比較できる単位を記入してください。（例：100枚、1時間、100個、100kgなど）
- ※4 ガソリン、軽油、天然ガス、LPガスなどの油種等を記入してください。
- ※5 提出書類については、申請の手引き別冊（特例事項）を参照してください。

 提出書類チェックリスト ※チェック欄に☑したことを確認した上でご提出ください。

<input checked="" type="checkbox"/> 確定申告書	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（個人のみ）
<input checked="" type="checkbox"/> 請求書等	<input checked="" type="checkbox"/> 通帳の写し（オモテ面・通帳を開いた1、2ページ）
<input checked="" type="checkbox"/> 宣誓・同意書	（※「道特別支援金A・B・C」と同じ振込先とする場合は「給付決定通知書」の写し）

 特例事項チェックリスト ※特例事項の申請がある場合は該当するチェック欄に☑し、ご提出ください。

<input type="checkbox"/> 原材料等コスト要件	<input type="checkbox"/> 連結納税	<input type="checkbox"/> 法人成り
<input type="checkbox"/> 新規開業・創業	<input type="checkbox"/> 事業承継（死亡）	

### 3. 証拠書類等の確認

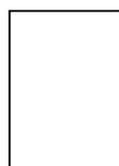
#### 3. 証拠書類等

##### (1) 中小・小規模事業者等（法人）の場合

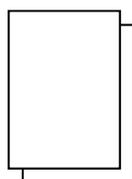
・申請にあたり、以下の証拠書類等の提出が必要になります。

※ご提出いただいた申請書類等は、返却いたしません。

①	確定申告書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準月（2020年～2021年）を含む事業年度の確定申告書類等の写し</li> </ul> <p>※「確定申告書別表一」の写しをご提出ください。          ※所轄税務署に提出済のもの（収受印が押印されているもの、または、税理士のサイン・押印があるものに限りです。）          ※e-Tax の場合には受付日時の印字されている事又は「受信通知(メール詳細)」が別途必要となります。          ※収受日付印が押されていない、受付日時が印字されていない場合、「納税証明書(その2 所得金額用)」を付属書類として、ご提出ください。</p>
②	請求書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準月 2020年11月から2021年10月までのいずれかの月に購入した単価がわかる書類（申請する原材料・資材の請求書等）</li> <li>・対象月 2021年11月から2020年10月までのいずれかの月に事業のために購入した原材料・資材等の単価がわかる書類（申請する原材料・資材の請求書等）</li> </ul> <p>※書式や名称は問いませんが、年月日・社名（屋号等）の押印・申請する原材料・資材の単価が確認できる書式であること。          ※申請する原材料・資材等以外の請求書等は不要です。</p>
③	通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通帳の見開きページの写し（1ページ・2ページ） （以下の情報が確認できるもの）</li> <li>・金融機関コード</li> <li>・支店コード</li> <li>・口座種別</li> <li>・口座番号</li> <li>・口座名義人カナ表記</li> </ul>
④	宣誓・同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町様式（様式2）</li> </ul>
⑤	その他町が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の指示等により追加で提出する上記以外の資料等</li> </ul>



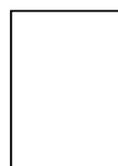
・申請書



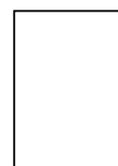
・確定申告書  
・e-Tax 受信通知



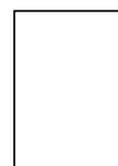
・基準月の  
請求書等



・対象月の  
請求書等



・通帳コピー



・宣誓・同意書

### 3. 証拠書類等の確認

#### (2) 個人事業主等の場合

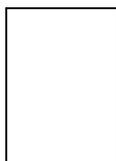
・申請にあたり、以下の証拠書類等の提出が必要になります。

※ご提出いただいた申請書類等は、返却いたしません。

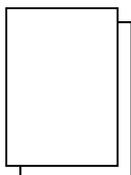
①	確定申告書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準月を含む事業年度の確定申告書第一表の写し</li> <li>※個人番号を塗り潰したものをご提出ください。</li> <li>※所轄税務署に提出済みのもの (收受印が押印されているもの、または、税理士のサイン・押印があるものに限りませぬ。)</li> <li>※e-Tax の場合には受付日時の印字されている事又は「受信通知(メール詳細)」が別途必要となります。</li> <li>※收受日付印が押されていない、受付日時が印字されていない場合、「納税証明書(その2 所得金額用)」を付属書類として、ご提出ください。</li> </ul>
②	請求書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準月 2020年11月から2021年10月までのいずれかの月に購入した単価がわかる書類(申請する原材料・資材の請求書等)</li> <li>・対象月 2021年11月から2020年10月までのいずれかの月に事業のために購入した原材料・資材等の単価がわかる書類(申請する原材料・資材の請求書等)</li> <li>※書式や名称は問いませんが、年月日・社名(屋号等)の押印・申請する原材料・資材の単価が確認できる書式であること。</li> <li>※申請する原材料・資材等以外の請求書等は不要です。</li> </ul>
③	本人確認書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証、マイナンバーカード等</li> <li>・本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できる形で提出してください。</li> <li>①運転免許証(両面)(返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。)</li> <li>②マイナンバーカード(オモテ面のみ)</li> <li>③写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)</li> <li>④在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限る。)(両面)</li> <li>⑤身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(全ページ、カード式の場合は両面)</li> <li>・なお、①～⑤を保有していない場合は、⑥又は⑦で代替することができるものとします。</li> <li>⑥住民票及びパスポート(顔写真の掲載されているページ)の両方の写し</li> <li>⑦住民票及び各種健康保険証の両方の写し (⑥又は⑦で代替する場合には、個人番号がないもの又は個人番号を塗り潰した写しをご提出ください。)</li> <li>※申請時において有効なものであり、2022年8月24日現在の住所が申請時の住所と同一のものに限ります。</li> </ul>

### 3. 証拠書類等の確認

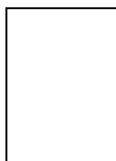
④	通帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通帳の見開きページの写し（1ページ・2ページ） （以下の情報が確認できるもの）</li> <li>・金融機関コード</li> <li>・支店コード</li> <li>・口座種別</li> <li>・口座番号</li> <li>・口座名義人カナ表記</li> </ul>
⑤	宣誓・同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町様式（様式2）</li> </ul>
⑥	その他町が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の指示等により追加で提出する上記以外の資料等</li> </ul>



・申請書



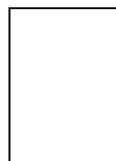
・確定申告書  
・e-Tax 受信通知



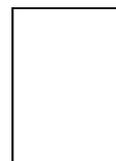
・基準月の  
請求書等



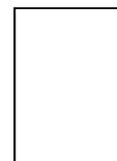
・対象月の  
請求書等



・本人確認書類



・通帳コピー



・宣誓・同意書

### 3. 証拠書類等の確認

#### (3) 雑所得・給与所得で確定申告した個人事業主（いわゆるフリーランス）の場合

- ・雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入（以下「業務委託契約等収入」という。）として扱われる収入を主な生計としている場合で、次のすべてに該当している場合をいいます。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準月以前において被雇用者又は被扶養者でないこと。  <ul style="list-style-type: none"> <li>※被雇用者とは会社等に雇用されている方、被扶養者とは家族等の収入で生計を維持されている方をいいます。</li> </ul> </li> <li>・2021年の確定申告において、確定申告書第一表の「収入金額」の「事業」欄に記載がないこと。</li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・「業務委託料等収入」とは、次のすべてに該当しているものを指します。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であること。</li> <li>・税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの。</li> </ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・「主たる収入」であるかは、確定申告書において、以下の要件を満たしていることが必要です。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告書第一表における「収入金額等」の欄のうち「給与」「雑業務」、「雑その他」の欄に含まれる「業務委託契約等に基づく事業活動からの収入合計がそれぞれの収入区分（㉗～㉚）の中で最も大きいこと                  （※確定申告書第一表の控えは個人番号を塗り潰したものをご提出ください）</li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・「(2)」の個人事業主の書類に加えて、次の書類を提出してください。

①	雑所得・給与所得確認資料	・町様式（様式3）
②	業務委託契約等収入があることを示す書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料等コスト要件の基準期間（2020年～2021年）の収入が業務委託契約等収入であることを示す書類として下記の書類の提出が必要となります。</li> <li>※複数の業務委託契約等がある場合は、いずれか1つの業務委託契約に関する下記の書類を提出してください。</li> <li>※いずれの書類も、2021年中に業務委託契約等の全部又は一部が履行され、かつ報酬等が支払われたものに限</li> </ul>

### 3. 証拠書類等の確認

		<p>ります。</p> <p>※いずれの書類も、同一の業務委託契約に関するものに限ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>業務委託等収入があることを示す書類</th> <th>書類の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>奈井江町 町内事業者等事業継続緊急支援金業務委託契約等契約申立書（様式指定（様式4））</td> <td>・報酬等支払者と契約があったことを証する書類</td> </tr> <tr> <td>業務委託契約書等の写し</td> <td>・報酬等支払者との業務委託契約等の契約書</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B</td> <td>支払調書の写し</td> <td>・支払者が発行したもの</td> </tr> <tr> <td>源泉徴収票の写し</td> <td>・支払者が発行したもの</td> </tr> <tr> <td>支払明細書の写し</td> <td>・支払者が発行し、支払者の署名等があるもの</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>通帳の写し</td> <td>・申請者本人名義の通帳であることがわかる部分 ・報酬等が支払われたことがわかる部分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※A からいずれか 1 つを提出          ※B からいずれか 1 つを提出          ※C は、必ず提出</p>		業務委託等収入があることを示す書類	書類の内容	A	奈井江町 町内事業者等事業継続緊急支援金業務委託契約等契約申立書（様式指定（様式4））	・報酬等支払者と契約があったことを証する書類	業務委託契約書等の写し	・報酬等支払者との業務委託契約等の契約書	B	支払調書の写し	・支払者が発行したもの	源泉徴収票の写し	・支払者が発行したもの	支払明細書の写し	・支払者が発行し、支払者の署名等があるもの	C	通帳の写し	・申請者本人名義の通帳であることがわかる部分 ・報酬等が支払われたことがわかる部分
	業務委託等収入があることを示す書類	書類の内容																		
A	奈井江町 町内事業者等事業継続緊急支援金業務委託契約等契約申立書（様式指定（様式4））	・報酬等支払者と契約があったことを証する書類																		
	業務委託契約書等の写し	・報酬等支払者との業務委託契約等の契約書																		
B	支払調書の写し	・支払者が発行したもの																		
	源泉徴収票の写し	・支払者が発行したもの																		
	支払明細書の写し	・支払者が発行し、支払者の署名等があるもの																		
C	通帳の写し	・申請者本人名義の通帳であることがわかる部分 ・報酬等が支払われたことがわかる部分																		
③	国民健康保険被保険者証の写し（両面）	<p>・申請者本人名義の国民健康保険被保険者証の写し（表面・裏面）</p> <p>※有効期限内のもの              ※資格取得日が売上要件の基準月以前のもの</p>																		

## 4. 特例申請の確認

### 4. 特例申請

#### (1) 特例事項について

- ・ 下記の特例事項に該当する事業者については、別途補足書類の提出を求める場合があります。

	特例事項	概要
①	原材料コスト要件に係る特例	・ 町事務局が判断するやむを得ない事情により原材料等コスト増加の証拠書類等が提出できない場合
②	新規開業・創業特例	・ 2021年1月から2021年10月までの間に法人設立又は新規開業した場合
③	連結納税特例	・ 連結納税を行っている法人
④	事業承継（死亡）特例	・ 事業収入を比較する2つの月の間に事業承継（事業を行っていた者が死亡した場合も含む）を行っている場合
⑤	法人成り特例	・ 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者等が法人化した場合

## 4. 特例申請の確認

### (2) ①原材料等コスト要件に係る特例

- ・原材料等コスト要件について、次の場合は、特例を適用することができます。

#### ア 原材料等の特例

##### 《外注》

- ・製造・生産・サービスの提供に不可欠な外注費（人件費が大部分を占める場合は対象外）による申請が可能です。この場合は、単価を確認できる契約書の写し及び請求書の写し等を提出してください。

※契約書の写し、請求書の写しが「一式」となっており、仕様を確認できない場合は対象外です。

##### 《エンジン用の燃油》

- ・運輸業は、燃油（ガソリン、軽油、天然ガス、LP ガスなど）による申請が可能です。
- ・運輸業以外の業種については、主たる業務に関連する運送等に供する燃油の経費に限り申請することができますが、営業目的等の営業車等に供する燃油は対象外です。

（対象となる例：商品配送用社用車、トラクター等の農業機械など）

#### イ 同質同量原則の特例

- ・他に申請することができる原料・材料・資材及び特例のもの（外注・燃油）がない場合であって、仕様・規格が同一相当であると考えられる物で申請する場合は、申請時において、「仕様、規格等が同一相当であるとする理由」を申出の上、下記の追加書類を提出してください。

##### 【追加の書類】

- ・原材料等コスト要件の基準月に購入した物が対象月において価格が上昇していることを示す書類、又は原材料等コスト要件の基準月に購入した物が対象月において廃番（あるいは品不足）により購入できなかったことを示す書類
- ・その他事務局が必要と認めるもの

## 4. 特例申請の確認

### (3) ②新規開業・創業特例

- ・2021年1月から2021年10月までの間に法人を設立又は個人事業者等が新規開業した場合、確定申告書に代えて次の書類を提出してください。

#### ■個人事業の開業・廃業届出書の写し

- ・開業日が2021年1月1日～10月31日であり、收受日付印が押印されていること。(e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を添付すること。(※個人番号を塗り潰したものを提出してください。)

### (4) ③連結納税特例

- ・連結納税を行っている法人は、個別法人ごとに、給付要件を満たす場合、法人確定申告書別表一の写しについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書の写しで代替するものとします。

### (5) ④事業承継(死亡)特例

- ・2021年1月から2021年10月までの間に事業を承継した場合、確定申告書に代えて次の書類を提出してください。

#### ■個人事業の開業・廃業届出書の写し

- ・開業日が2021年1月1日～10月31日であり、收受日付印が押印されていること。(e-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字)されていること。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」を添付すること。(※個人番号を塗り潰したものを提出してください。)

### (6) ⑤法人成り特例

- ・申請者は法人であるが、2021年1月から2021年10月までの間に個人事業者から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合、個人事業者として作成された各資料を法人として作成された資料とすることが出来ます。